

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

○ 身体障害者関係医師の指定	一	○ 右 同	一
○ 生活保護法に基づく介護機関の指定	一	○ 右 同	一
○ 奈良県青少年の健全育成に関する条例に基づく青少年に有害な図書類の指定	三	○ 右 同	三
○ 結核指定医療機関の指定	三	○ 右 同	三
○ 結核指定医療機関の指定辞退	四	○ 右 同	四
○ 土地改良事業の施行同意	四	○ 右 同	四
○ 土地改良事業計画の適否決定	四	○ 右 同	四
○ 道路の区域変更及び供用開始	五	○ 右 同	五
○ 道路の供用開始	五	○ 右 同	五
○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧	五	○ 右 同	五
○ 平成十二年二月奈良県告示第五百二十一号（奈良県収納代理郵便官署の指定）の一部改正	六	○ 右 同	六
○ 公 告	六	○ 右 同	六

○ 大規模小売店舗の変更の届出に関する公告	九	○ 右 同	九
○ 争議行為の通知の公表	九	○ 不在者投票を取り扱う施設の指定の取消し	一三
○ 建設業法による建設業者の処分	一	○ 不在者投票を取り扱う施設の指定	一三
○ 開発行為に関する工事の完了	二	○ 不在者投票を取り扱う施設の指定	一三
○ 特定調達契約に係る落札者等の公告	二		

告 示

奈良県告示第三百三十七号
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。
 平成十五年十月三十一日
 奈良県知事 柿 本 善 也

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
谷口晃	榛原町立榛原総合病院	宇陀郡榛原町大字萩原八一五番地	整形外科（肢体不自由）	平成十五年十月十五日
福井潤	奈良県立医科大学附属病院	橿原市四条町八四〇番地	整形外科（肢体不自由）	平成十五年十月十五日

奈良県告示第三百三十八号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。
 平成十五年十月三十一日

アステーション春風	本市胡麻生四七八	業所	四一三八一	介護支援事業	八月一日
有限会社川西ウイング	橿原市中曾司町四二六一二一	有限会社川西ウイング	橿原市中曾司町四二六一二一	居宅介護支援事業	平成十五年十月一日
有限会社ベスタワン	北葛城郡王寺町本町一三三三八	ベスタワン	北葛城郡王寺町本町一三三三八	訪問介護	平成十五年九月一日

奈良県告示第三百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成十五年十月三十一日

奈良県知事 柿本善也

介護機関の名称又は氏名	介護機関の所在地又は住所	施設又は居宅サービスの種類	指定年月日
弘仁会南和病院	吉野郡大淀町福神一八一	短期入所療養介護、介護療養型医療施設	平成十五年十月一日
医療法人カワサキ内科	大和郡山市今国府町三八五一	訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション	平成十五年十月一日

熊田内科クリニック	宇陀郡榛原町天満台東一〇一三	居宅療養管理指導	平成十五年十月一日
サン薬局天理東店	天理市蔵之庄町四七〇一六	居宅療養管理指導	平成十五年十月一日

奈良県告示第三百四十号

奈良県青少年の健全育成に関する条例（昭和五十一年十二月奈良県条例第十三号）第二十一条第一項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定する。

平成十五年十月三十一日

奈良県知事 柿本善也

指定番号	図書類の種類	図書類の名称	発行年月日	発行所等	指定理由
一	雑誌	恋愛club シュガー	平成十五年十一月二十日	株式会社あおば出版	青少年の性的感情を刺激し、青少年の粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

奈良県告示第三百四十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、結核指定医療機関として次のとおり指定した。

平成十五年十月三十一日

奈良県知事 柿本善也

名称	所在地	指定年月日
医療法人カワサキ内科	大和郡山市今国府町三八五―一	平成十五年十月一日
しみず小児科	天理市指柳町二五六―一	平成十五年十月一日
生駒胃腸科肛門科診療所	生駒市本町七―一〇	平成十五年十月一日
慈恵クリニック	大和郡山市小泉町東二―八―七	平成十五年十月三日
山本医院	北葛城郡当麻町八川一五三―一	平成十五年十月三日

奈良県告示第三百四十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の結核指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成十五年十月三十一日

奈良県知事 柿本善也

名称	所在地	辞退年月日
しみず小児科	天理市指柳町二五六―一	平成十五年九月三十日

奈良県告示第三百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十五年十月二十二日次の表の上欄の者から協議のあった土地改良事業の施行を同意した。

平成十五年十月三十一日

奈良県知事 柿本善也

協議者	事業名	地区名
当麻町長 安川 正雄	水と農地活用促進事業（農道整備）	加守地区
当麻町長 安川 正雄	水と農地活用促進事業（農道整備）	大畑地区
当麻町長 安川 正雄	水と農地活用促進事業（農道整備）	当麻地区
当麻町長 安川 正雄	水と農地活用促進事業（農道整備）	竹内地区

奈良県告示第三百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十五年十月二十四日次の表の上欄の者の申請に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。

なお、土地改良法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び規約の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十月三十一日

奈良県知事 柿本善也

申請者	桜井市茅原北地区土地改良事業共同施行委員長 池田 修
事業計画	ほ場整備事業 茅原北地区
縦覧期間及び場所	平成十五年十一月四日から同月二十五日まで 桜井市役所

奈良県告示第三百四十五号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。
 その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。
 平成十五年十月三十一日

奈良県知事 柿本善也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 枚方大和郡山線
- 三 道路の区域

路線番号	区間	区域変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
7	奈良市石木町七三〇番一先から 奈良市石木町七〇五番一先まで	前 後	二四・五 三四・五	一九三・九 一九三・九	

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

平成十五年十月三十一日

奈良県告示第三百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。
 平成十五年十月三十一日

奈良県知事 柿本善也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大和郡山環状線
- 三 道路の区域

路線番号	区間	敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
2 4 9	奈良市石木町七三〇番一先から 奈良市石木町六七四番一先まで	一九・二 二〇・五	一六八・六	

四 供用開始年月日

平成十五年十月三十一日

奈良県告示第三百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、奈良市から大和都市計画道路の変更に係る図書の写

しの送付があつたので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十五年十月三十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第三百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、大和高田市から大和都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十五年十月三十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第三百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、大和郡山市から大和都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十五年十月三十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第三百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、天理市から大和都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十五年十月三十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第三百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、橿原市から大和都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十五年十月三十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第三百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、桜井市から大和都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十五年十月三十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第三百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、五條市から大和都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十五年十月三十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第三百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、御所市から大和都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十五年十月三十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第三百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、生駒市から大和都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十五年十月三十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第三百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、香芝市から大和都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十五年十月三十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第三百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、平群町から大和都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十五年十月三十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第三百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、三郷町から大和都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十五年十月三十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第三百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、川西町から大和都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十五年十月三十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第三百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、三宅町から大和都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十五年十月三十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第三百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、田原本町から大和都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十五年十月三十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第三百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、大宇陀町から大和都市計画道路の変更に係る図書の

写しの送付があつたので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十五年十月三十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第三百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、榛原町から大和都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十五年十月三十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第三百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、明日香村から大和都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十五年十月三十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第三百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、新庄町から大和都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十五年十月三十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第三百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、上牧町から大和都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十五年十月三十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第三百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、王寺町から大和都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十五年十月三十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第三百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、河合町から大和都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十五年十月三十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第三百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、吉野町から吉野三町都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十五年十月三十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第三百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、大淀町から吉野三町都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十五年十月三十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第三百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、下市町から吉野三町都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十五年十月三十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第三百七十二号

平成十二年二月奈良県告示第五百二十一号（奈良県収納代理郵便官署の指定）の一部を次のように改正し、平成十五年十二月一日から施行する。

平成十五年十月三十一日

奈良県知事 柿本善也

二中「奈良県営住宅使用料」を「県営住宅の使用料及び県税（法人県民税、法人事業税、個人事業税及び自動車税に限る。）」に改める。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十五年十月三十一日から平成十六年三月一日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するよう提出してください。

奈良県知事 柿本善也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アピタ大和郡山店

所在地 大和郡山市中町四四四番地他

二 変更しようとする事項

駐車場の出入口の位置

三 届出年月日

平成十五年十月十四日

四 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

五 縦覧期間

平成十五年十月三十一日から平成十六年三月一日まで

六 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

奈良市西木辻町二〇〇岡谷会本館二階の奈良県医療労働組合連合会執行委員長上村啓子から平成十五年十月二十二日付けで、次のとおり争議行為を行うと通知がありました。

奈良県知事 柿本善也

一 事件

1 医療保険制度の大改悪反対、安全・安心の医療確立とゆきとどいた看護の実現

2 生活改善をはかる賃金と雇用の確保。生活をまもる年末一時金の獲得、査定減額

反対

3 移行教育内容の改善と支援措置の充実。看護現場の実態改善、二〇〇万人以上の

看護体制確立

4 増員、労働条件改善、人減らし「合理化」・業務委託反対、医療業務の直営原則の厳守

二 日時

平成十五年十一月七日(金)午前八時三十分以降、妥結に至るまでの間、連日又は

短時間

三 場所

1 岡谷医療労働組合の関係施設及び職場

奈良市南京終町一丁目二五一一

おかたに病院

奈良市西木辻町二一〇一四

八軒町診療所

奈良市西木辻町二〇〇 岡谷会本館一階

せいび診療所

奈良市高畑町九五一一

高畑診療所

奈良市芝辻町四丁目七一一

新大宮診療所

奈良市今在家町三八

佐保川診療所

大和郡山市新町三〇五一九二

片桐民主診療所

大和郡山市小泉町五五二二

小泉診療所

奈良市高畑町二一〇

老人保健施設「やくしの里」

奈良市西木辻町二〇〇 岡谷会本館二階

訪問看護ステーション「ぬくもりポート」

奈良市南紀寺町三丁目六二一一四 幸福ビル一階

訪問看護ステーション「たかまど」

奈良市法蓮町一〇二六一二

訪問看護ステーション「こすもす」

大和郡山市新町三〇五一九二

訪問看護ステーション「あじさい」

奈良市西木辻町二〇〇 岡谷会本館三階

岡谷会ホームヘルプステーション

奈良市南京終町一丁目一六八一四

しあわせ薬局・済美店

大和郡山市小泉町八〇八

しあわせ薬局・小泉店

平和会医療労働組合の関係施設及び職場

奈良市西大寺赤田町二丁目七一一

吉田病院

奈良市西大寺赤田町二丁目四一六

伏見診療所

奈良市西大寺北町四丁目四一一

きたまちクリニク

奈良市あやめ池南六丁目一七

あやめ池診療所

奈良市三碓二丁目一三

とみお診療所

奈良市右京三丁目二一一

ならやま診療所

生駒郡三郷町夕陽ヶ丘二一三

夕陽ヶ丘診療所

奈良市西大寺赤田町一丁目七一一

精神障害者生活訓練施設「ハイッリベルテ」

奈良市西大寺赤田町一丁目七一一

訪問看護ステーション「ほおずき」

奈良市あやめ池南四丁目一六七

訪問看護ステーション「わかば」

2

3

- 奈良市三碓二丁目一三三 訪問看護ステーション「ほほえみポート」
- 奈良市右京三丁目二二二 訪問看護ステーション「ひだまり」
- 奈良市西大寺赤田町一丁目七一 平和会ホームヘルプステーション
- 奈良市西大寺赤田町一丁目五三三 あしび薬局・本店
- 奈良市あやめ池南六丁目一四一 あしび薬局・菖蒲池店
- 奈良市富雄元町二丁目七一〇一 あしび薬局・富雄店
- 健全会労働組合の関係施設及び職場
- 大和高田市日之出町二二三 土庫病院
- 大和高田市日之出町一三三三 土庫こども診療所
- 大和高田市日之出町一一六 日の出診療所
- 北葛城郡河合町大字穴闇八一一 河合診療所
- 桜井市大字大福二四〇一一 大福診療所
- 大和高田市日之出町二二一八 東洋医学研究所付属土庫針灸施術所
- 大和高田市日之出町一三一五 介護老人保健施設「ふれあい」
- 大和高田市日之出町一一一四 訪問看護ステーション「そよかぜ」
- 北葛城郡河合町大字穴闇八一一

4

- 訪問看護ステーション「はるかぜ」
- 大和高田市日之出町一一一四 土庫病院ホームヘルプステーション
- 北葛城郡河合町大字穴闇八一一 河合診療所ホームヘルプステーション
- 大和高田市日之出町一一一〇 あおば薬局
- 北葛城郡河合町大字穴闇八四一八 みどり薬局
- こがねの里労働組合の関係施設及び職場
- 奈良市西大寺赤田町一七一一二 特別養護老人ホーム「こがねの里」
- 奈良市西大寺赤田町一七一一二 こがねの里ホームヘルプステーション

四 概要

救急外来患者及び入院患者、施設入所者のための保安要員若干名を除いたすべての組合員によるストライキ、又はその他全ての争議行為

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成十五年十月三十一日

奈良県知事 柿本善也

処分をした年月日	処分を受けた者の名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号	処分の内容	処分の原因となつた事実
平成十五年十月二十四日	清水興産株式会社	大和郡山市東岡町二八ノ一	清水和子	奈良県知事許可（般一ニ）第七五七〇号	許可の取消し	破産

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

昭和五十八年二月二十三日第三〇一二〇〇号

平成十五年八月二十五日第三〇一二〇〇一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十五年十月二十二日第五九一六号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十五年十月二十二日第三七九二号

三 開発区域に含まれる地域

桜井市大字芝三九一番地ノ一、三九八番地及び一七〇〇番地ノ二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字芝三九一番地ノ一

株式会社三輪素麺たかだ工場

代表取締役 高田勝義

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字芝三九一番地ノ一の一部

一 許可番号

平成十五年六月二十三日第七二一一八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十五年十月二十二日第五九一七号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十五年十月二十二日第三七九三号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市縄手町一四一番地ノ一、一四二番地ノ四、一四三番地ノ五、一四四番地ノ六、

一四一番地ノ七、一四二番地ノ八、一四三番地ノ九、一四四番地ノ一〇、一四四番地

ノ一、一四二番地ノ二及び一四二番地ノ三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市曾我町一〇五三番地ノ二

丸美木材株式会社

代表取締役 中垣内保美

橿原市縄手町一五番地ノ五

西畑廣道

橿原市縄手町二二〇番地ノ三

夏秋富紀代

桜井市大字三輪三四三番地ノ三

西畑定洋

橿原市縄手町一三五番地

飯塚和代

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市縄手町一四二番地ノ一の一部、一四二番地ノ四、一四二番地ノ五、一

四二番地ノ六、一四二番地ノ七、一四二番地ノ二及び一四二番地ノ三

下水道 橿原市縄手町一四二番地ノ一、一四二番地ノ四、一四二番地ノ五、一四二

番地ノ六、一四二番地ノ七、一四二番地ノ二及び一四二番地ノ三の各一部

県営水道公告

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

平成15年10月31日

奈良県知事 柿本善也

1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量

新平群ポンプ場（弁類製作1）

2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地

奈良県水道局総務課

奈良市大森町57-12

3 落札者を決定した日

平成15年10月15日

- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社クボタ
大阪市浪速区敷津東1丁目2番47号
- 5 落札金額 31,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札による。
- 7 競争入札の公告を行った日 平成15年9月2日

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

平成15年10月31日

奈良県知事 柿本 謙也

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
新平群ポンプ場（弁類製作2）
- 2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地
奈良県水道局総務課
奈良市大森町57-12
- 3 落札者を決定した日 平成15年10月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
前澤工業株式会社大阪支店
大阪市淀川区宮原3丁目3番31号
- 5 落札金額 67,200,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札による。
- 7 競争入札の公告を行った日 平成15年9月2日

競争入札公告

奈良県選挙管理委員会告示第百十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第三項第一号の規定による不在者投票を取り扱う施設として指定した次の施設について、その指定

を取り消した。

平成十五年十月三十一日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中 義雄

名 称	所 在 地
菟田野辻村病院	宇陀郡菟田野町大字松井七番地の一

奈良県選挙管理委員会告示第百十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第三項第一号の規定による不在者投票を取り扱う施設として次のとおり指定した。

平成十五年十月三十一日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中 義雄

名 称	所 在 地
医療法人 拓誠会 辻村病院	宇陀郡菟田野町大字松井七番地の一

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二一―〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。